

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目								
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <input type="checkbox"/> 人件費							
1	・勤務実績表は別紙参照	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">案 分 率</td> <td>共通案分率</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>それ以外の案分</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>案分の説明</td> <td></td> </tr> </table>	案 分 率	共通案分率	50%	それ以外の案分	%	案分の説明	
案 分 率	共通案分率	50%							
	それ以外の案分	%							
	案分の説明								

領 収 証

中野 郁吾 様 No. _____

金額

4 1 9 6 2 6 0

但

2019年3月分 給与と17

2019年 4 月 10 日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	

収入印紙



(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成 31 年 3 月分			氏名						
日	曜日	祝日	定時勤務			備考(時間外勤務等)			
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
2	土								
3	日								
4	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
5	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
6	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
7	木		9:00	12:00		3:00			
8	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
9	土								
10	日								
11	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
12	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
13	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
14	木		9:00	18:00	1:00	8:00			
15	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
16	土								
17	日								
18	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
19	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
20	水								
21	木	祝							
22	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
23	土								
24	日								
25	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
26	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
27	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
28	木		9:00	18:00	1:00	8:00			
29	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
30	土								
31	日								
計					(A)	147:00		(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名

中野 郁吾



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	× 単価	=		円(C)
①月額の場合			支給額	=	200,000 円(C)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価	=		円(D)
③総支給額			(C)+(D)	=	200,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E)-	3,740 (所得税・住民税、保険料本人負担額)	=		196,260 円(F)
------	--------------------------	---	--	--------------

¥ 196,260 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。

平成 30年 4月 10日

住所

氏名

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(E)	200,000	× 案分率	50%	=	100,000 円(G)
○保険料等雇用主負担額	総額		× 案分率		=	円(H)
○政務活動費充当額の計			(G)+(H)	=	100,000 円	

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
2	・振込明細書は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率



三井住友銀行

「カノエウ」さまの振込明細は以下のとおりです。

令和 1年 6月 18日 17:33現在

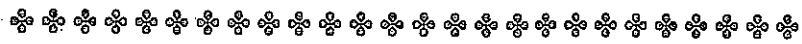
依頼人・ 出金口座	カノエウ [Redacted]
受取人・ 入金口座	カノエウ [Redacted]

振込金額 (手数料)	129,600円 (手数料0円)
利用割引ポイント	-
利用端末	パソコン
状況	当行受付完了
受付日・振込日	H31. 4. 5受付 H31. 4. 5振込

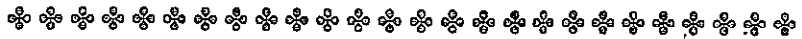
(I437150886)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.

借主用



不動産賃貸借契約書



メディシャール夙川 2階

不動産賃貸借契約書 (店舗・事務所用)

賃貸借不動産の表示

集合建物	名称	メディシヤール夙川					
	所在(住居表示)	西宮市神楽町7番24号。					
	構造・築年数	鉄骨造陸屋根地下1階付4階建の2階部分 築平成17年4月					
	号室・専有面積	34.15㎡ (壁芯)					
戸建	所在(住居表示)						
	構造・築年数	造		葺		階建 築年	
	床面積	1階	㎡	2階	㎡	階	㎡

契約期間及び使用目的

契約期間	平成27年7月7日から平成29年7月6日の2年間
使用目的	事務所
引渡し日	平成27年7月7日

保証金(敷金)等

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

保証金(敷金)	
敷引金	金 —— 円 (内消費税 金 —— 円)
礼金	
権利金	金 —— 円 (内消費税 金 —— 円)

保証金(敷金)の返還時期

※礼金・権利金は返還しない。

返還時期	本契約第13条、第1項・第2項に定める明渡し完了後30日以内
------	--------------------------------

賃料・共益費等 (月額)

※下記消費税には、地方消費税も含まれています。

賃料	金129,600円 (内消費税 金9,600円)
共益費	金 —— 円 (内消費税 金 —— 円)
月額合計	金129,600円 (内消費税 金9,600円)

賃料・共益費等の支払い方法

振込払い				
	普通	口座番号		
	フリガナ			
	口座名義人			

特 約

1. 借主は、本物件に設置しているエアコンについて、貸主は性能保証をしないことを了承のうえ賃借するものとする。但し、借主の責任と負担において、前記エアコンを修理もしくは新設（壁掛式を含む）することを、貸主は了承するものとする。
2. 借主が、本契約締結後2年未満に契約を解除したときは、借主は貸主に違約金として賃料総額の1ヶ月分を支払うものとする。

以下余白

賃貸人 株式会社 メディック（以下「貸主」という）と、賃借人 中野 郁吾（以下「借主」という）と連帯保証人 [REDACTED] の間に、表記賃貸借物件（以下「本物件」という）について本契約書のとおり賃貸借契約を締結し、この契約を証するため本契約書3通を作成して、貸主・借主および連帯保証人が署（記）名押印のうえ各1通を保有する。

平成27年 6月 11日

(貸主) 兵庫県川西市水明台1丁目1番161号
 住 所 株式会社 メディック
 氏 名 代表取締役 岡村 敏之

(借主)
 住 所 [REDACTED]
 氏 名 中野 郁吾

(連帯保証人)
 住 所 [REDACTED]
 氏 名 [REDACTED]

(媒介業者)
 免許番号 [REDACTED]
 事務所所在地 [REDACTED]
 商号(名称) [REDACTED]
 代表者氏名 [REDACTED]
 宅地建物取引士氏名 [REDACTED]

(媒介業者)
 免許番号 [REDACTED]
 事務所所在地 [REDACTED]
 商号(名称) [REDACTED]
 代表者氏名 [REDACTED]
 宅地建物取引士氏名 [REDACTED]

賃借 保第 賃第

賃第 契第

物件 第6

危険 第7

事前 第8

2

3

— 契約条項 —

賃貸借の目的物および条件

第1条 貸主は、借主に本物件を現状有姿のまま表記使用目的および条件で賃貸し、借主はこれを賃借した。

2 本物件の使用・営業時間および看板等の設置については、貸主・借主協議のうえ別途定めるものとする。

保証金(敷金)

第2条 借主は、本契約締結と同時に、表記保証金(敷金)を支払うものとする。ただし、この金員には利息をつけないものとする。

賃料および共益費等

第3条 借主は、表記賃料および共益費・管理費等を毎月²⁵までに翌月分を表記の方法で貸主に支払うものとする。なお、支払いに必要な費用は借主の負担とする。

2 借主が、本物件内で使用する電気・ガス・水道²⁵および自治会費・清掃費等は借主の負担とする。

3 契約および解約時の賃料等の計算は次のとおりとする。

(1) 契約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、引渡し日をもって日割り計算する。

なお、この場合、1ヶ月を30日として計算する。

(2) 解約時の1ヶ月未満の賃料および共益費等は、日割り差し戻しはしないものとする。

賃料の改定

第4条 貸主は、契約期間中であっても公租公課の増減・経済事情の変動・近隣の賃料との比較等により不相当となったときは、借主と協議のうえ賃料を改定することができる。

契約期間等

第5条 本物件の賃貸借の契約期間は表記のとおりとする。期間満了の際、貸主・借主協議のうえ更新することができる。

2 契約期間中に借主が契約を解除し明渡すときは、借主は明渡し期日をその3ヶ月前に書面により、貸主に通知しなければならない。ただし、翌月3ヶ月分の賃料および共益費・管理費等を前納し、即時解約することができる。

3 契約期間中に貸主に正当な事由が生じて契約を解除するときは、貸主はその6ヶ月前に書面により、借主に通知しなければならない。この場合、貸主は借主に対して、表記保証金(敷金)を全額返還するものとする。

物件の管理および物件内への立入

第6条 借主は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を管理しなければならない。

2 借主は、別に定める「管理規約・使用細則」を遵守し、通常の用法に従い、本物件を使用しなければならない。

3 貸主またはその使用人もしくは管理者は、建物の保全・防犯・防火・救護その他建物の管理上緊急の必要があるときは、借主の承諾なしに本物件内に立ち入ることができる。

危険負担および免責事項

第7条 地震・台風・水害等の自然災害および貸主の責に帰すことのできない火災・設備故障等の事由により借主に生じた損害については、貸主はその責を負わないものとする。

2 借主の故意または過失による火災・焼失等については、借主が損害賠償の責を負うものとする。

3 他の賃借人の行為によって借主に生じた損害に対しては事態の如何に関わらず、貸主はその責を負わない。

4 借主は、契約締結と同時に内装工事に係る設備・備品等ならびに自己所有の動産・商品等および入居中に起こりうる事故に対応する火災保険(借家人賠償責任担保特約付等)に加入するものとする。

5 本契約は次の場合には、催告その他の手続きを要しないで、当然に終了するものであり、無条件解約となる。

(1) 本物件が、地震・台風・水害等の自然災害・火災等によって破損・滅失し使用が不可能になったとき。

(2) 本物件の全部または一部が公共事業のため、買い上げ・収用または使用され、契約を存続することができないとき。

事前承諾事項

第8条 借主が内装工事をする場合は、内装工事計画図および工事業者等、内装工事全般について、貸主の書面による承諾を得たうえで工事するものとする。

2 借主は、あらかじめ書面により貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たときに限り、貸主の承諾する方法で下記の行為をすることができる。

(1) 模様替え・諸造作および諸設備を新設・移設・増設・除去または変更。

(2) 電気容量に変更をおよぼす機器を新設・移設・増設・除去または変更。

(3) 給配水管・電気配線配管・看板等を新設・移設・増設・除去または変更。

3 前1・2項の工事は、借主の責任と費用負担により施工するものとする。なお、工事により借主が貸主または第三者に損害を与えたときは、借主は、損害賠償の義務等すべての責を負うものとする。

禁止事項

第9条 借主は、この契約上の賃借権の譲渡、権利の売買または賃借物件の転貸をしないことは勿論、名義の如何を問わず賃借物件の一部または全部を他人に使用させ、もしくはこれを担保に供してはならない。

2 借主は、契約上の保証金(敷金)返還請求権を第三者に譲渡またはこれを担保に供してはならない。

契約の解除

第10条 借主が下記の条項の一つに該当したときは、貸主は催告をしないで本契約を解除することができる。

- (1) 賃料および共益費・管理費その他この契約にもとづき発生した諸債務の支払いを2ヶ月滞納したとき。なお、保証金(敷金)をもって賃料等に充当することはできない。
- (2) 借主が、貸主に通告なく物件を引き払い、退去したとき。または、正当な事由なく引き続き2ヶ月以上使用せず、賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。
- (3) 他の賃借人・近隣住民に対し迷惑となる行為をしたとき。
- (4) 賃貸物件およびそれに付随する施設等に損害をおよぼしたとき。
- (5) 借主の資産・信用または事業に重大な変更を生じ、契約をしがたい事態と貸主が認めるとき。
- (6) 借主またはその従業員等が、暴力団と目される組織に属し、もしくはこれに類するもの、あるいは関係したものであることが判明したとき。
- (7) 暴力団組事務所またはこれに類する場所として使用し、もしくは使用することが明らかになったとき。
- (8) その他公序良俗に反する行為および本契約の各条項ならびに「管理規約・使用細則」に違反したとき。

修繕費の負担

第11条 借主が本物件内に設置した設備・照明器具・ガラス・スイッチ・コンセント等および既設付属品の修繕については、その損耗の原因の如何にかかわらず借主の負担とする。

2 本物件の壁・間仕切り・天井・床等、内装に関する修繕(塗替えおよび張替え等を含む)は借主の費用負担とする。

3 前1・2項の借主負担の修繕であっても、借主は、あらかじめ書面にて貸主に申し出て、書面による貸主の承諾を得たうえで修繕するものとする。

原状回復・損害賠償義務

第12条 借主は、本物件を明渡すときは、借主の所有物の収去ならびに本物件内に設置した造作・間仕切りその他の設備の撤去をし、原状に回復し、貸主に明渡さなければならぬ。

2 借主が、明渡し日までに原状回復工事をしないときは、貸主は借主に代わって原状回復し、その費用を借主に請求するものとする。

3 借主の残置した物品・ゴミ等については、その価値の如何を問わず、所有権を放棄したものとみなし、貸主はこれ等を任意に処分できるものとする。これ等の撤去ならびに処分に要する費用は借主の負担とする。

4 借主が、本契約の各条項に違反し貸主に損害を与えたとき、または借主の故意過失により、本物件に汚損・破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、借主は損害を賠償しなければならない。

保証金(敷金)の返還等

第13条 本契約が終了したときは、借主は貸主に対する一切の債務を弁済し、電気・ガス・水道料金等の清算をしたうえで、明渡さなければならない。

2 貸主は、前項の債務弁済および清算の確認をし、明渡しを受けたときは、表記返還時期以内に、表記敷引を控除した残額を借主に返還するものとする。ただし、借主はその返還請求権を第三者に譲渡することはできない。

3 前項において、貸主は借主に延滞賃料・諸未払金等または損害賠償金等の債務があるときは、これらを差し引いて、その残額を返還するものとする。

4 借主は、物件の明渡しに際し、前2・3項の返還金の他、名目にかかわらず、貸主に対して一切金員等の請求はできない。

変更の届出

第14条 借主は、住所・電話番号・商号・名称・代表者または管理責任者等に変更のあったときは、直ちにその旨を書面により貸主に届出なければならない。

連帯保証

第15条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約にもとづく貸主に対する借主の一切の債務について保証し、借主と連帯して履行の責を負うものとする。なお、契約更新後においても同様とする。

2 借主は、連帯保証人が、無資力・死亡等要件を欠くに至ったときは、直ちに貸主の認める他の連帯保証人を付するものとする。

合意管轄

第16条 この契約に関する紛争については、貸主の居住地を管轄する裁判所を各当事者合意の裁判所とする。

協議事項

第17条 本契約に定めのない事項については関係法規に従い、誠意をもって協議するものとする。

暴力団等反社会的勢力排除に関する特約

(反社会的勢力の排除)

第1条 借主は、貸主に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自ら又は自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員もしくは準構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- ② 借主が法人の場合、反社会的勢力が法人の経営に実質的に関与していないこと。
- ③ 自ら又は第三者のために反社会的勢力を利用しないこと。
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしないこと。
- ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係を有しないこと。
- ⑥ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
- ⑦ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 貸主に対する詐術、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて貸主の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

第2条 借主は、本物件の使用に当たり次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- ② 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより貸主、他の賃借人、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
- ③ 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

如何

とき。

月以

は関

とき。

繕に

用。

貸主

の他

を借

、貸

に汚

をし

敷

は

を差

員等

の旨

主と

証人

以上

(契約の解除)

第3条 借主について、次のいずれかに該当した場合には、貸主は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- ① 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
- ② 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当したとき。
- ③ 第2条各号のいずれかに該当する行為を行ったとき。

以上

使用細則（店舗・事務所用）

この使用細則は、経営者・利用者の共存共栄を図り、快適な営業活動を維持することを目的といたしております。

違反行為等されますとテナントビル全体のイメージダウンとなり、皆様の営業に不利となります。違反行為をされますと解約の対象となりますので、お客様にもご注意のうえ、ご協力お願いいたします。

1. 契約者（経営者・使用者）は次の行為をしてはならない。

- (1) 契約に定められた用途以外の用に供すること。
- (2) 楽器等を夜間長時間演奏したり、有線放送・テレビ・ラジオ・ステレオ等の音量を著しく大きくすること。
- (3) カラオケ等を公害防止条例による時間外の使用をすること。
- (4) バルコニー・テラス等に物置きあるいはこれに類するものを、構築または設置すること。
- (5) 窓・バルコニー等からもの（タバコ・空カン・空ビン等）を投げ捨てること。
- (6) 共用部分（廊下・階段・通路・ホール等）に物品・私物等を放置すること。
- (7) 自転車等を所定の場所以外に放置すること。
- (8) 受水槽・電気室等の危険な箇所に立ち入ること。
- (9) その他公序良俗に反する行為および他の居住者に迷惑・危害をおよぼす行為をすること。
- (10) その他

2. ゴミの処理については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 燃えるゴミは各自でポリ袋に入れ、市町または管理者が指定する日に、指定された方法で、指示されたゴミステーションに持参すること。
- (2) 空カン・空ビン等燃えないゴミは、市町または管理者が指定する日に、指定された方法で、指示されたゴミステーションに持参すること。
- (3) 粗大廃棄物等がある場合は、あらかじめ市町事業局または管理者に連絡し、その指示に従い処理すること。
- (4) その他

3. 長期間にわたり不在になるときは、事前に貸主または管理者に連絡しなければならない。

以上

解約・退去時については必ず事前に、下記まで連絡のうえ、お手数ながら通知書をご送付下さい。

なお、この通知書は、必ず明け渡し3ヶ月前に提出して下さい。

解約通知連絡先



キリトリ線

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日

所有者 [Redacted] 殿

管理者 [Redacted] 殿

物件名 メディシャル夙川 2階

借主 新住所

氏名 (印)

TEL ()

振込先

銀行・信用金庫・		支店									
当座・普通	口座番号										
フリガナ											
口座名義人											

借主 中野 郁吾 は賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日に明渡すことを通知し、確実に履行することを確約いたします。

万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償しません。

領収書等添付様式【共通】

(平成31年4月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
3	・引落口座写し、明細書は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

通常貯金 (兼お借入明細)

2



	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
01					
02					
03					
04					
05					
06					
07					
08					
09					
○ 10	31-04-12	(4カ*ツプ*ン)		電気 9,401	
11					
12					

	年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					

○ 現在高 (貸付高) の金額に - (マイナス) がある場合は貸付高を表します。

○ 通帳を A T M (現金自動預払機) に挿入するときは、矢印の方向に挿入してください。

いつもご利用いただきありがとうございます
電気ご使用量のお知らせ

中野 郁吾 様

お客様番号	日 程	所	番 号		
	0244	1940	07	2521	
供給地点特定番号	06	0024	4194	0072	5211 0000
31年 4月分	ご使用期間	3月 4日～ 4月 1日			
ご契約内容	従量電灯A				

ご使用量 340kWh

計器番号 043
 当月指示数 09454.5
 前月指示数 09114.9

ご参考：前年同月ご使用量(期間 3/2～4/2)
 230kWh
 対前年同月比 +47.8%

ご請求金額 9,401 円

お支払期限日 5月 8日

(内訳)	円 銭	(内訳)	円 銭
最低料金	334.82	燃料費調整額	+ 329.83
電力量料金		口座振替割引額	- 54.00
1段料金	2,094.75	再エネ促進賦課金	986.00
2段料金	4,559.40	消費税等相当額再掲	696.00
3段料金	1,150.40		

単 価 名 称	月 分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+14円58銭	97銭
	翌月分	+13円37銭	89銭
再エネ促進賦課金	当月分	43円50銭	2円90銭

電気料金種別取扱いのお知らせ

年 月 分	31年 3月分	ご使用期間	2/4～ 3/3
契約種別	従量電灯A		
ご使用量	316kWh	振替日	3月14日
領収金額	8,687円	消費税等相当額(再掲)	643円
口座名義			
店舗	口座番号		

検計日 4月 2日 次回検計日 5月 7日 検針員 XXXXXXXXXX
 関西電力株式会社

ご注意：本票により集金することもありません。

中野 郁吾 様

お客さま番 号	日程	所	番 号			
	02	44	1940-072521	西宮市 神楽町 7-24 メディシヤール原川2F		
供給地点 特定番号	06	0024	4194	0072	5211	0000
年月分	31年 4月分		ご使用期間	3月 4日から 4月 1日まで		
ご契約種別	従量電灯A					

当月ご使用量	340kWh				
ご参考	前年同月分 (3月 2日~4月 2日)	230kWh			
	前年同月差	+110kWh			
	前年同月比	+47.8%			

※CO2排出量 142.12kg

※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。
H22.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。

ご請求金額	9,401円	お支払期限日	5月 8日
-------	--------	--------	-------

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	334	82	燃料費調整額	+ 329	83			
電力量料金			口座振替割引額	- 54	00			
1段料金	2,094	75	再エネ促進賦課金	986	00			
2段料金	4,559	40	消費税等相当額再掲	696	00			
3段料金	1,150	40						

当月指示数	09454.5		
前月指示数	09114.9		

計器番号 043

当月指示数			
前月指示数			

今回検針日	4月 2日
次回検針日	5月 7日
検針員	

単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料調整費	31年 4月分	+14円58銭	97銭
	1年 5月分	+13円37銭	89銭
再エネ発電促進賦課金	31年 4月分	43円50銭	2円90銭

電気料金領収済のお知らせ

中野 郁吾 様
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	31年 3月分	
領 収 金 額	8,687円	*****
消費税等相当額(再掲)	643円	
再エネ促進賦課金(再掲)	916円	

ご 契 約 種 別	従量電灯A
ご 使 用 期 間	2月 4日から 3月 3日まで
ご 使 用 量	316kWh
振 替 日	3月14日

お客さま番 号	日程	所	番 号	口座名義	口座番号
	02	44	1940-072521	店舗	

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。
なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけません。
営業時間は月～金曜日(祝日を除く)の9:00～17:00です。(一部地域で異なる場合があります)
夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

領収書等添付様式【共通】

令和元
(平成31年5月分)
(維新の会)
(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
		調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ 人件費
1	勤務実績表は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

領 収 証

中野 郁吾 様 No.

金額

4 1 9 6 2 6 0

但

2019年 4月分 給与&17

2019年 5月 9日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額 (96)	

記入印紙



(添付様式9)

政務活動補助業務 勤務実績表・領収書

平成 31 年 4 月分

氏名 [REDACTED]

日	曜日	祝日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
			開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
2	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
3	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
4	木		9:00	18:00	1:00	8:00			
5	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
6	土								
7	日								
8	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
9	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
10	水								
11	木		9:00	18:00	1:00	8:00			
12	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
13	土								
14	日								
15	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
16	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
17	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
18	木		9:00	18:00	1:00	8:00			
19	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
20	土								
21	日								
22	月		9:00	18:00	1:00	8:00			
23	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
24	水		9:00	18:00	1:00	8:00			
25	木								
26	金		9:00	18:00	1:00	8:00			
27	土								
28	日								
29	月	祝							
30	火		9:00	18:00	1:00	8:00			
計					(A)	152:00		(B)	

上記のとおり勤務したことを証明します。

議員名 中野 郁吾



【総支給額の計算】

①時給の計算	(A)	152:00 × 単価	=	円(C)
①月額の場合			支給額 =	200,000 円(C)
②時間外勤務手当等	(B)	× 単価	=	円(D)
③総支給額			(C)+(D) =	200,000 円(E)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(E)- 3,740 (所得税・住民税、保険料本人負担額) = 196,260 円(F)

左記金額を確かに領収致しました。

令和 元年 5月 9日

¥ 196,260 円(F)

住所 [REDACTED]



氏名 [REDACTED]

【政務活動費充当額の計算】

○給与	総支給額(E)	200,000 × 案分率	50%	=	100,000 円(G)
○保険料等雇用主負担額	総額	× 案分率		=	円(H)
○政務活動費充当額の計			(G)+(H)	=	100,000 円

(添付様式 8)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇用期間	平成31年4月1日から 平成31年5月31日まで	
雇用形態	正規職員 ・ パートタイム ・ その他	
就業場所	西宮市神楽町7番24号 メディシャル夙川2階 ほか	
仕事内容	政務活動に係る補助 及び 関係書類の作成 及び 事務所連絡等	
就業時間 (休憩時間)	午前 9 時00分から 午後 6 時00分まで (休憩時間は、12時00分から13時00分)	
休 日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇	
給与 (賃金)	月額200,000円 時間外勤務手当は1時間あたり、一月の労働時間を概ね160時間とし月額給与から労働時間を割った金額1,250円×1.25=1,562.5円とする。交通費 (定期券購入料金) 支給	
給与支払	毎月分を翌月10日に支払い	
給与振込先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
平成 31年 4月 1日		
雇 用 者	兵庫県議会議員 中野 郁吾	
被雇用者		

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
2	・振込明細書は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

閉じる

入出金明細照会

口座

[Redacted Account Information]

明細種別

入出金

令和 1 年 5 月 1 日 ~ 令和 1 年 5 月 31 日 の結果を表示しています。

表示件数 : 22件 表示順序 : 昇順

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
[Redacted Table Content]				
<input checked="" type="radio"/> 1-05-09		129,600 円	振込 カ)メテ イツク	
[Redacted Table Content]				

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
3	・引落口座写しは別紙参照	共通案分率 %
		それ以外の案分 100% 案分の説明
		案分率

閉じる

入出金明細照会

口座

[Redacted Account Information]

明細種別

入出金

令和 1 年 5 月 1 日 ~ 令和 1 年 5 月 31 日 の結果を表示しています。

表示件数 : 22件 表示順序 : 昇順

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
1-05-07		4,199円	自払 コウベ シンブ	

[Redacted Table Content]

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
4	・引落口座写し、請求明細書は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

閉じる

入出金明細照会

口座

[Redacted Account Information]

明細種別

入出金

令和1年5月1日 ~ 令和1年5月31日の結果を表示しています。

表示件数: 22件 表示順序: 昇順

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
<input type="radio"/> 1-05-07		10,449円	自払 DF. HI-BITリ ヨ	
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

[Redacted Table Content]

中野 郁吾 様

株式会社Hi-Bit

〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

問い合わせ先: 0570-064-102

受付時間: 10:00~18:00 (年末年始除く)

請求明細情報: 2019 年 3 月ご請求分

sr15198023	合計(税抜)	消費税	総合計(税込)
ご請求金額	9,676円	773円	10,449円

商品名	小計(税抜)	税額	小計(税込)	税区分
光ギガファミリー5300	5,300円	424円	5,724円	課税
光ギガ電話M(基本料)	750円	60円	810円	課税
番号表示サービス使用料	400円	32円	432円	課税
複数チャネルサービス使用料	200円	16円	216円	課税
追加番号使用料	100円	8円	108円	課税
光ギガ電話(通話料)	684円	54円	738円	課税
光ギガ電話(携帯電話等への通話料)	1,938円	155円	2,093円	課税
光ギガ電話対応機器使用料	100円	8円	108円	課税
ユニバーサルサービス料	4円	0円	4円	課税
口座手数料	200円	16円	216円	課税

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
5	・引落口座写し、使用料等のお知らせは別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

閉じる

入出金明細照会

口座
[Redacted]

明細種別

入出金

令和 1 年 5 月 1 日 ~ 令和 1 年 5 月 31 日 の結果を表示しています。

表示件数 : 22件 表示順序 : 昇順

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
[Redacted]				
<input type="radio"/> 1-05-09		3,569円	水道 ニシノミヤシ	
[Redacted]				

いつも水道をご利用いただきありがとうございます。

水道ご使用量等のお知らせ

中野 郁吾 様

水栓番号 00242812 口径 020

平成31年3月・平成31年4月分

使用期間	2月16日～4月12日
今回指針	53
前回指針	47
使用水量	6m ³
旧メーター水量	0m ³
合計使用水量	6m ³

《今回ご請求予定料金の内訳》

水道料金	2,153円
下水道料	1,416円
合計金額	3,569円

次回振替予定日は5月9日です。

(この用紙で料金のお支払いはできません)

《口座振替ご利用のかたへのお知らせ》

前回振替分	
使用期間	12月14日～2月15日
使用水量	3m ³
内訳	
水道料金	2,108円
下水道料	1,384円
振替金額	3,492円

ご指定の口座から3月11日に引落しさせていただきました。

上記料金には消費税が含まれています。

検針日 検針員

平成31年 4月12日 [] 7-24-2F

(2019年)

お客様の検針担当事業所は

水道料金問い合わせセンターです。

 西宮市上下水道局

各種お問い合わせについては裏面をご覧ください。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
6	・別添の払い戻し精算額との差額を充当する。 雇用期間がR1.5.31であったため、3ヶ月分長期を精算し	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明

領 収 証

中野 郁吾 様

No.

金額

¥ 2 2 0 9 0

但

定期乗車券代金として(武庫川国地前-香篠園 3ヶ月分)
2019年 5月 10日 上記正に領収いたしました

内 訳
現金
小切手 /
手形 /
消費税額 (%)

収入印紙

領 収 証

No 00009

様

金額

十 万 千 百 十 円
¥ 2 2 0 9 0

現金

クレジットカード

その他 ()

但し ①乗車券類
2チャージ代
3その他 ()

収 入
印 紙

上記の金額正に領収いたしました

2019年 5月 6日

阪神電気鉄道株式会社

運 輸 部

663-8177 西宮市甲子園七番町1-1




甲子園駅 定期券発売所

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目							
	調査研究費・研修費・会費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費							
6 (2)	<p style="text-align: center;">払いもどし計算書</p> <p>カード番号： [REDACTED]</p> <p>ご利用日付：2019年06月06日</p> <p>定期払いもどし額 : 14,340円</p> <p>手数料 : 220円</p> <p>クレジット払いもどし額： 14,120円</p>  <p style="text-align: right;">阪神電気鉄道株式会社 西宮駅係員定期券発売所 #00517</p> <p>2019.06.06 14:49 ご利用ありがとうございます。</p>	<p>共通案分率 50%</p> <p>それ以外の案分 %</p> <p>案分の説明</p>						
		案分率						
<p>定期運賃払戻精算書</p> <p>平成2019年 6月 6日</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">様</td> </tr> <tr> <td>電車・バス</td> <td>通勤・通学</td> <td style="text-align: center;">3 箇月</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">金 14,120 円也</p> <p style="text-align: center;">上記金額払い戻し致しました。</p> <p>株式会社 阪神ステーションネット</p> <p style="text-align: right;">発売所 西宮定期券発売所</p>  					様	電車・バス	通勤・通学	3 箇月
		様						
電車・バス	通勤・通学	3 箇月						

(添付様式2)

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
7	引落し口座写し、使用量のお知らせは別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

閉じる

入出金明細照会

口座
[Redacted]

明細種別

入出金

令和1年5月1日 ~ 令和1年5月31日の結果を表示しています。

表示件数：22件 表示順序：昇順

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
1-05-17		6,481円	電気 5カ"ツブ"ン	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

いつもご利用いただきありがとうございます
電気ご使用量のお知らせ

中野 郁吾 様

お客さま番号	0244	1940	07	2521
供給地点特定番号	06	0024	4194	0072 5211 0000
1年 5月分	ご使用期間	4月2日～ 5月6日		
ご契約内容	従量電灯A			

ご使用量 245kWh

計器番号 043
当月指示数 09699.3
前月指示数 09454.5

ご参考：前年同月ご使用量(期間 4/3～ 5/1)
225kWh
対前年同月比 +8.8%

ご請求金額 6,481 円

初回振替日 5月17日 再振替予定日 5月28日
お支払期限日 6月6日

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	334	82	燃料費調整額	+	218.07
電力量料金			口座振替割引額	-	54.00
1段料金	2,094	75	再エネ促進賦課金		722.00
2段料金	3,166	25	消費税等相当額再掲		480.00

単価名称	月分	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+13円37銭	89銭
再エネ促進賦課金	当月分	+11円66銭	78銭
再エネ促進賦課金	当月分	44円25銭	2円95銭

電気料金領取済のお知らせ			
年 月 分	31年 4月分	ご使用期間	3/4～ 4/1
契約種別	従量電灯A		
ご使用量	340kWh	振替日	4月12日
領取金額	9,401円	消費税等相当額(再掲)	696円
店名	[] 口座番号		

検針日 5月7日 次回検針日 6月4日 検針員 []
関西電力株式会社

ご注意：本票により集金することはありません。

電気ご使用量のお知らせ

発行年月日：2019/05/10

中野 郁吾 様

お客さま番	日程	所	番 号				
02	44	1940-072521	西宮市 持楽町 7-24 メディシヤール夙川2F				
供給地点特定番号	06	0024	4194	0072	5211	0000	
年月分	1年 5月分		ご使用期間		4月 2日から 5月 6日まで		
ご契約種別	従量電灯A						

当月ご使用量	245kWh				
ご参考	前年同月分 (4月3日~5月1日)	225kWh			
	前年同月差	+20kWh			
	前年同月比	+8.8%			

※ CO2 排出量	102.41kg
※CO2排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき公表した弊社電気の排出係数×お客さまの電気ご使用量から算出しています。 12.1月以降の排出係数は、CO2クレジット反映後の値となります。「CO2クレジット反映後の排出係数」とは、実際の排出量から地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき京都議定書のクレジット等を控除して算出したものです。	

ご請求金額	6,481円	初回振替日	5月17日	再振替予定日	5月28日
		お支払期限日	6月 6日		

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	334	82	燃料費調整額	+ 218	07			
電力量料金			口座振替割引額	- 54	00			
1段料金	2,094	75	再エネ促進賦課金	722	00			
2段料金	3,166	25	消費税等相当額再掲	480	00			

当月指示数	09699.3			
前月指示数	09454.5			

計器番号 043

当月指示数				
前月指示数				

今回検針日	5月 7日
次回検針日	6月 4日
検針員	

単価名称	年月日	最初の15kWhに対して	15kWhを超える1kWhにつき
燃料調整費	1年 5月分	+13円37銭	89銭
	1年 6月分	+11円66銭	78銭
再エネ発電促進賦課金	1年 5月分	44円25銭	2円95銭

電気料金領収済のお知らせ

中野 郁吾 様

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

年 月 分	31年 4月分	
領 収 金 額	9,401円	*****
消費税等相当額 (再掲)	696円	
再エネ促進賦課金 (再掲)	986円	

ご 契 約 種 別	従量電灯A
ご 使 用 期 間	3月 4日から 4月 1日まで
ご 使 用 量	340kWh
振 替 日	4月12日

お客さま番	日程	所	番 号	口座名義	
02	44	1940-072521		店舗	口座番号

◎口座情報による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご連絡先> 関西電力株式会社

(電 話 番 号) 0800-777-8810

電話番号でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛けください。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。
営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00です。（一部地域で異なる場合があります）
夜間、土曜、日曜、祝日においても停電やお客さまがお急ぎのご用件については承っております。

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費	
8	・振込明細は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率



三井住友銀行

「かん工」さまの振込明細は以下のとおりです。

令和 1年 6月 18日 17:24現在

依頼人・ 出金口座	かん工 [Redacted]
受取人・ 入金口座	かん工 [Redacted]

振込金額 (手数料)	129,600円 (手数料0円)
利用割引ポイント	-
利用端末	パソコン
状況	当行受付完了
受付日・振込日	R 1. 5.20受付 R 1. 5.20振込

(I437150886)

Copyright © 2016 Sumitomo Mitsui Banking Corporation. All Rights Reserved.

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
9	・引落口座写しは別紙参照	共通案分率 %
		それ以外の案分 100%
		案分の説明 政務活動資料として新聞購読をしているため
		案分率

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
1-05-27		4,199円	自払 コウヘ シンプ	

表示件数：22件

お取り扱いが100明細を超えた場合には新しいお取り扱いから100明細を表示します。(ただし、1日のお取り扱いが100明細を超えたり、事務処理上お取り扱い日より後に入出金処理した場合には、明細が欠落したり、表示順序が通帳と異なって表示されることがありますので、ご了承ください。)取消等により、明細の表示順序や現在(貸付)高が通帳と異なって表示されることがあります。

ゆうちょダイレクトサポートデスク (通話料無料)

0120-992504

平日 8:30~21:00

土/日/休日 9:00~17:00

(12月31日~1月3日は、9:00~17:00)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

JP 日本郵政グループ

Copyright © JAPAN POST BANK Co.,Ltd All Rights Reserved.

領収書等添付様式【共通】

(令和元年5月分)

(維新の会)

(中野 郁吾)

整理 番号	使 途 項 目	
	調査研究費・研修費・会議費・広報広聴費・要請陳情等活動費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 事務費 ・人件費	
10	・引落し口座写し、請求明細は別紙参照	共通案分率 50%
		それ以外の案分 % 案分の説明
		案分率

取引年月日	お預り金額	お支払金額	お預り/お支払内容	現在(貸付)高
1-05-27		9,864円	自払 DF. HI-BITリ ヨ	

表示件数：22件

お取り扱いが100明細を超えた場合には新しいお取り扱いから100明細を表示します。(ただし、1日のお取り扱いが100明細を超えたり、事務処理上お取り扱い日より後に入出金処理した場合には、明細が欠落したり、表示順序が通帳と異なって表示されることがありますので、ご了承ください。)取消等により、明細の表示順序や現在(貸付)高が通帳と異なって表示されることがあります。

ゆうちょダイレクトサポートデスク (通話料無料)
0120-992504

平日 8:30~21:00
土/日/休日 9:00~17:00
(12月31日~1月3日は、9:00~17:00)
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。



Copyright © JAPAN POST BANK Co., Ltd All Rights Reserved.

中野 郁吾 様

株式会社Hi-Bit

〒171-0021 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

問い合わせ先:0570-064-102

受付時間:10:00~18:00 (年末年始除く)

請求明細情報: 2019 年 4 月ご請求分

SR15198023	合計(税抜)	消費税	総合計(税込)
ご請求金額	9,134円	730円	9,864円

商品名	小計(税抜)	税額	小計(税込)	税区分
光ギガファミリー5300	5,300円	424円	5,724円	課税
光ギガ電話M(基本料)	750円	60円	810円	課税
番号表示サービス使用料	400円	32円	432円	課税
複数チャネルサービス使用料	200円	16円	216円	課税
追加番号使用料	100円	8円	108円	課税
光ギガ電話(通話料)	525円	42円	567円	課税
光ギガ電話(携帯電話等への通話料)	1,555円	124円	1,679円	課税
光ギガ電話対応機器使用料	100円	8円	108円	課税
ユニバーサルサービス料	4円	0円	4円	課税
口座手数料	200円	16円	216円	課税